

TOPICS

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した
中小事業者などの固定資産税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者などが所有する事業用家屋および償却資産について、事業収入の減少割合に応じて、令和３年度分の１年間に限り、固定資産税の課税標準額を軽減します。

適用要件

▼対象者

令和２年２月～１０月の任意の連続する３か月間の事業収入が、前年の同期間と比べて３０％以上減少している中小事業者など

※中小事業者などとは

- ・資本金の額または出資金の額が１億円以下の法人
- ・資本金または出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が１,０００人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が１,０００人以下の個人
- ただし、大企業の子会社など(下記のいずれかの要件に該当する企業)は対象外となります。
- ・同一の大規模法人(資本金１億円を超える法人など)に発行済株式または出資の総数または総額の２分の１以上を所有されている法人
- ・２以上の大規模法人(資本金１億円を超える法人など)に発行済株式または出資の総数または総額の３分の２以上を所有されている法人

▼対象資産

- １．事業用家屋
事業用家屋の事業の用に供している部分のみが適用対象となります。
※居住の用に供している部分は適用対象になりません。

２．償却資産

▼対象年度

令和３年度に限る

軽減率

令和２年２月～１０月の任意の連続する３か月間の事業収入の対前年同期比減少率	軽減率
５０％以上減少	全額
３０％以上５０％未満減少	２分の１

申告方法

▼申告期限

２月１日(月)消印有効

※申告期限を過ぎてしまった場合、軽減措置を受けることができませんので、必ず期限内にご申告いただきますようお願いします。

▼必要書類

- ・申告書(認定経営革新等支援機関などの記名・押印があるもの)
- ※申告書は、市役所税務課に備え付けてあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。
- ・収入減を証する書類(会計簿や青色申告決算書の写しなど)
- ・特例対象家屋の事業用割合を示す書類(青色申告決算書の写しなど)
- ・収入減に不動産賃料の「猶予」が含まれる場合、猶予の金額や期間などを確認できる書類

生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例措置(わがまち特例)の拡充

生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者などを支援する観点から、適用対象を拡充・延長します。

特例措置の適用要件

▼対象資産

本市から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき新規取得した固定資産について、現行の特例措置の対象に加え、以下の固定資産が対象となります。

対象の固定資産	要件
事業用家屋	・取得価額が１２０万円以上であること ・商品の生産もしくは販売または役務の提供のように直接供するものであること ・取得価額の合計額が３００万円以上の先端設備などとともに導入されたものであること
構築物	・取得価額が１２０万円以上であること ・商品の生産もしくは販売または役務の提供のように直接供するものであること ・販売開始日が１４年以内であること ・生産性向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均１％以上向上しているものであること

▼取得期間

生産性向上特別措置法の改正を前提とし、取得期限を令和５年３月３１日まで延長する見込みです。(令和２年１０月現在)

特例措置

固定資産税が課されることとなった年度から、３年度分の課税標準額を０とします。

必要書類

▼償却資産・事業用家屋共通

- ・先端設備等導入計画の写し
- ・先端設備等導入計画に係る認定書の写し

※リース会社が申請を行う場合

- ・リース契約書の写し
- ・公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し

▼償却資産

- ・固定資産税特例適用申請書(償却)
- ・当該設備に係る工業会などからの証明書の写し

▼事業用家屋

- ・固定資産税特例適用申請書(家屋)
- ・建築確認済証の写し
- ・家屋の見取り図の写し
- ・先端設備の購入契約書の写し
- ・当該家屋の事業用割合を示す書類

※固定資産税特例適用申請書(償却・家屋)は市役所税務課に備え付けてあります。また市ホームページからダウンロードすることもできます。

詳細は市ホームページ、中小企業庁ホームページを参照ください。

問市役所税務課(内線２１２～２１４)

津島税務署からのお願い

簡単・便利なe-Taxにご協力を！スマホ・PCなどから申告できます！

確定申告と感染防止対策について

例年、年明けから多くの納税者の皆さんが確定申告の手続きのため税務署へ来署され、２月１６日～３月１５日の確定申告期間には、さらに多くの納税者の皆さんが確定申告会場(津島市文化会館)に会場されることが予想されます。混雑した状況下では、**密集・密接・密閉(＝３密)の環境が発生**しやすく、少なからず感染リスクが発生します。

令和２年分の確定申告においては、税務署側においても感染防止対策を第一に考え、納税者の皆さんの安全を確保するため、入場制限などの会場運営を行います。

税務署や確定申告会場で対応できる納税者の人数にも**限界が発生**しますので、納税者の皆さんの安全確保という観点におきましても、ぜひ、簡単・便利な**自宅などからのe-Taxにご協力をお願いします。**

年内にe-Taxのご準備を！

①マイナンバーカード＋ＩＣカードリーダーまたは②マイナンバーカード＋マイナンバーカード対応のスマートフォンがあれば、e-Taxを利用して申告書を提出できます。また、事前に税務署でＩＤ・パスワードの発行手続きを行っていただければ、マイナンバーカードとＩＣカードリーダーなどをお持ちでない方でも、e-Taxをご利用できます。

確定申告に備え、今のうちから、市町村でのマイナンバーカードの申請手続きまたは最寄りの税務署の窓口でのＩＤ・パスワードの発行手続きをご検討ください。

なお、ＩＤ・パスワードの発行を希望される場合には、**申告されるご本人**が運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、最寄りの税務署にお越しください。

個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について

事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行う全ての方は、記帳と帳簿書類の保存が必要です(所得税および復興特別所得税の申告が必要でない方も対象)。

詳細は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご覧ください。か、最寄りの税務署(所得税担当)にお問い合わせください。

【国税庁HP＞税の情報・手続・用紙＞税について調べる＞確定申告＞個人で事業を行っている方の記帳・帳簿等の保存】

問津島税務署 ☎26－2161(代表)

*電話は自動音声により案内していますので、音声案内に従い「2」を選択してください。